



平成 23 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社コスモスイニシア
代表者名 代表取締役社長 高木 嘉幸
(JASDAQ コード 8844)
問合せ先 経営企画室 室長 岡村 さゆり
(TEL. 03-3580-2680)

定款一部変更、第 1 種優先株式の併合及び 第 1 種優先株式の配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件（1）」、「第 1 種優先株式併合の件」及び「定款一部変更の件（2）」を平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 42 期定時株主総会に、また「定款一部変更の件」を同日開催予定の普通株主様による種類株主総会に、それぞれ付議すること並びにこれに伴い第 1 種優先株式の配当予想を修正することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款一部変更の件（1）

1. 定款変更の目的

- (1) 経費削減及び一層の経営効率化を図るため、本店所在地を東京都港区に変更するものであります。（変更案 1 第 3 条）
(2) 平成 21 年 11 月 6 日、当社普通株式 10 株を 1 株に併合したことにより、当社が発行している議決権制限株式（第 1 種優先株式及び劣後株式）の数が発行済株式の総数の二分の一を超えた状態となっております。

このため、会社法第 115 条に基づき、議決権制限株式の数を発行済株式の総数の二分の一以下にするために必要な措置として、第 1 種優先株式の併合を行うものとし、第 1 種優先株式について株式併合を禁止する定めを削除するものであります。（変更案 1 第 11 条の 2 第 11 項）

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙「変更案 1」のとおりであります。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 平成 23 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 23 年 6 月 29 日

II. 第1種優先株式併合の件

1. 株式併合の目的

平成21年11月6日、当社普通株式10株を1株に併合したことにより、当社が発行している議決権制限株式（第1種優先株式及び劣後株式）の数が発行済株式の総数の二分の一を超えた状態となっております。

このため、会社法第115条に基づき、議決権制限株式の数を発行済株式の総数の二分の一以下にするために必要な措置として、第1種優先株式の併合を行うものであります。

なお、本議案に係る第1種優先株式の併合は、上記I「定款一部変更の件（1）」に係る定款変更の効力が発生することを条件とします。

2. 株式併合の内容

- | | |
|------------|-------------|
| ①併合する株式の種類 | 第1種優先株式 |
| ②併合の割合 | 10株を1株に併合する |
| ③減少株式数 | |

発行済第1種優先株式の総数	31,500,000株
併合による減少第1種優先株式数	28,350,000株
併合後の発行済第1種優先株式数	3,150,000株

④1株未満の端数が生じた場合の処理

第1種優先株式の併合の結果、1株に未たない端数が生じた場合には、会社法第235条に従い、売却又は買取を実施し、端数が生じた第1種優先株主様に対し、その代金を端数に応じて交付いたします。ただし、第1種優先株式の併合によって1株に満たない端数は生じない予定です。

3. 日程（予定）

株式併合のための株主総会開催日 平成23年6月29日

株式併合の効力発生日 平成23年8月1日

※平成23年8月1日時点における第1種優先株主の保有する第1種優先株式を併合するものであります。

III. 定款一部変更の件（2）

1. 定款変更の目的

(1)上記II「第1種優先株式併合の件」にて予定しております第1種優先株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)に伴って、第1種優先株式の発行可能種類株式総数を31,500,000株から3,150,000株に変更するものであります。(変更案2 第5条第2項)

(2)本株式併合に伴って、第1種優先株主様の権利を損なわないよう、第1種優先株式の配当金や取得請求権等の基準となる金額を1株当たり1,000円から10,000円に変更し、あわせて不要な記載の削除等所要の変更を行うものであります。(変更案2 第11条の2 第1項乃至第10項)

(3)本株式併合以降、第1種優先株式の併合を行わないものとし、第1種優先株式の併合を禁止する旨を追加するものであります。(変更案2 第11条の2 第11項)

なお、本議案に係る定款変更は、上記I「定款一部変更の件（1）」に係る定款変更の効力が発生すること及び本株式併合の効力が発生することを条件として、平成23年8月1日から効力を生ずるものとします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙「変更案2」のとおりであります。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 平成23年6月29日

定款変更の効力発生日 平成23年8月1日

IV. 定款一部変更の件（普通株主様による種類株主総会）

定款変更の目的、定款変更の内容、日程については、上記III「定款一部変更の件（2）」の内容と同一であります。

V. 平成24年3月期配当予想の修正について

1. 配当予想修正の理由

本株式併合に伴い、平成23年5月13日に発表いたしました「平成23年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載の平成24年3月期（予想）の第1種優先株式1株当たり配当金を修正いたします。

なお、今回の配当予想の修正は、本株式併合に伴う修正であり、配当総額を修正するものではありません。また、普通株式の配当予想について修正はありません。

2. 修正の内容

	1株当たり配当金	
	期末	合計
前回予想 (平成23年5月13日発表)	円 錢 19.50	円 錢 19.50
今回修正予想 (本株式併合後)	円 錢 195.00	円 錢 195.00

以上

【変更案 1】

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案 1
<p>第1章 総則 (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都<u>千代田</u>区に置く。</p> <p>第2章の2 種類株式 (第1種優先株式) 第11条の2 1~10 (記載省略) (株式の併合または分割、募集株式の割当て等) 11 当会社は、第1種優先株式について株式の併合または分割は行わない。 (2) (記載省略)</p>	<p>第1章 総則 (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都<u>港</u>区に置く。</p> <p>第2章の2 種類株式 (第1種優先株式) 第11条の2 1~10 (現行どおり) (株式の分割、募集株式の割当て等) 11 当会社は、第1種優先株式について株式の分割は行わない。 (2) (現行どおり)</p>

【変更案 2】

(下線は変更箇所を示しております。)

変更案1による変更後の定款	変 更 案 2
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 2 当会社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 505,000,000株 第1種優先株式 31,500,000株 劣後株式 20,000株</p> <p>第2章の2 種類株式 (第1種優先株式) 第11条の2 (記載省略) (第1種優先配当金) 1 (記載省略) (2) 第1種優先配当金の額は、1,000円に、それぞれの事業年度毎に下記算式により算定される年率(以下「第1種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額(但し、平成22年3月31日に終了する事業年度においては、平成21年10月31日以降当該事業年度の末日(同日を含む。)までの日数を365で除して得られる数を当該額に乘じて得られる金額)とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 2 当会社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 505,000,000株 第1種優先株式 3,150,000株 劣後株式 20,000株</p> <p>第2章の2 種類株式 (第1種優先株式) 第11条の2 (現行どおり) (第1種優先配当金) 1 (現行どおり) (2) 第1種優先配当金の額は、10,000円に、それぞれの事業年度毎に下記算式により算定される年率(以下「第1種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p>

変更案1による変更後の定款	変更案2
<p>記 第1種優先配当年率=日本円TIBOR(6ヶ月物)+1.50% 「日本円TIBOR(6ヶ月物)」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「第1種優先配当年率決定基準日」という。）の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、第1種優先配当年率決定基準日に日本円6ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レートとして英國銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。</p> <p>(第1種優先中間配当金) 2 (記載省略) (累積条項) 3 (記載省略) (非参加条項) 4 (記載省略) (残余財産の分配) 5 当会社の残余財産の分配をするときは、全ての種類の株主に対する残余財産の分配に先立ち、第1種優先株式1株につき、(i)1,000円、(ii)第1種累積未払配当金および(iii)第1種未払経過利息の合計額を支払う。 「第1種未払経過利息」とは、残余財産の分配日の属する事業年度における第1種優先配当金の額に、残余財産の分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産の分配日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を乗じて得られる金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）をいう。但し、当該残余財産の分配日の属する事業年度中の日を基準日として第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。</p>	<p>記 第1種優先配当年率=日本円TIBOR(6ヶ月物)+1.50% 「日本円TIBOR(6ヶ月物)」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「第1種優先配当年率決定基準日」という。）の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、第1種優先配当年率決定基準日に日本円6ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レートとして英國銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。</p> <p>(第1種優先中間配当金) 2 (現行どおり) (累積条項) 3 (現行どおり) (非参加条項) 4 (現行どおり) (残余財産の分配) 5 当会社の残余財産の分配をするときは、全ての種類の株主に対する残余財産の分配に先立ち、第1種優先株式1株につき、(i)10,000円、(ii)第1種累積未払配当金および(iii)第1種未払経過利息の合計額を支払う。 「第1種未払経過利息」とは、残余財産の分配日の属する事業年度における第1種優先配当金の額に、残余財産の分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産の分配日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を乗じて得られる金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）をいう。但し、当該残余財産の分配日の属する事業年度中の日を基準日として第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。</p>

変更案1による変更後の定款	変更案2
<p>(議決権) 6 (記載省略)</p> <p>(普通株式を対価とする取得請求権) 7 第1種優先株主は、平成25年6月30日以降平成45年6月30日(同日を含む。)までの間(以下「第1種転換請求期間」という。)いつでも、当会社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該第1種優先株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づく第1種優先株主による取得の請求(以下、本項において「転換請求」という。)がなされた日(以下、本項において「転換請求日」という。)において、剩余授権株式数(以下に定義される。以下、本項において同じ。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。以下、本項において同じ。)を下回る場合には、(i)各第1種優先株主による転換請求にかかる第1種優先株式の数に、(ii)剩余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。)の第1種優先株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じる第1種優先株式以外の転換請求にかかる第1種優先株式については、転換請求がなされなかつたものとみなす。 「剩余授権株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいう。 A:(I)当該転換請求日における当会社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該転換請求日の前月の末日(以下、本項において「当該前月末日」という。)における発行済株式(自己株式を除く。)の数および(ii)当該前月末日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数</p>	<p>(議決権) 6 (現行どおり)</p> <p>(普通株式を対価とする取得請求権) 7 第1種優先株主は、平成25年6月30日以降平成45年6月30日(同日を含む。)までの間(以下「第1種転換請求期間」という。)いつでも、当会社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該第1種優先株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づく第1種優先株主による取得の請求(以下、本項において「転換請求」という。)がなされた日(以下、本項において「転換請求日」という。)において、剩余授権株式数(以下に定義される。以下、本項において同じ。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。以下、本項において同じ。)を下回る場合には、(i)各第1種優先株主による転換請求にかかる第1種優先株式の数に、(ii)剩余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。)の第1種優先株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じる第1種優先株式以外の転換請求にかかる第1種優先株式については、転換請求がなされなかつたものとみなす。 「剩余授権株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいう。 A:(I)当該転換請求日における当会社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該転換請求日の前月の末日(以下、本項において「当該前月末日」という。)における発行済株式(自己株式を除く。)の数および(ii)当該前月末日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数</p>

変更案1による変更後の定款	変更案2
<p>B : (I) 当該転換請求日における当会社の普通株式の発行可能種類株式総数より、(II)(i)当該前月末日における発行済普通株式（自己株式を除く。）の数および(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数 「請求対象普通株式総数」とは、第1種優先株主が当該転換請求日に転換請求をした第1種優先株式の数に<u>1,000円</u>を乗じて得られる額を当該転換請求日における第(2)号乃至第(4)号で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。</p> <p>(1) 第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数 第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる第1種優先株式の数に<u>1,000円</u>を乗じて得られる額を、次号乃至第(4)号に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。</p> <p>(2) (記載省略) (3) (記載省略) (4) (記載省略)</p> <p>(金銭を対価とする取得請求権) 8 (記載省略) (1) (記載省略) (2) (記載省略) (3) 任意償還価額 任意償還価額は、第1種優先株式1株につき、以下の金額の合計額とする。 (a) <u>1,000円</u> (b) 第1種累積未払配当金 (c) 第1種未払経過利息（但し、「残余財産の分配日」を「償還請求日」と読み替えて適用する。）</p>	<p>B : (I) 当該転換請求日における当会社の普通株式の発行可能種類株式総数より、(II)(i)当該前月末日における発行済普通株式（自己株式を除く。）の数および(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数 「請求対象普通株式総数」とは、第1種優先株主が当該転換請求日に転換請求をした第1種優先株式の数に<u>10,000円</u>を乗じて得られる額を当該転換請求日における第(2)号乃至第(4)号で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。</p> <p>(1) 第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数 第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる第1種優先株式の数に<u>10,000円</u>を乗じて得られる額を、次号乃至第(4)号に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。</p> <p>(2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) (現行どおり)</p> <p>(金銭を対価とする取得請求権) 8 (現行どおり) (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) 任意償還価額 任意償還価額は、第1種優先株式1株につき、以下の金額の合計額とする。 (a) <u>10,000円</u> (b) 第1種累積未払配当金 (c) 第1種未払経過利息（但し、「残余財産の分配日」を「償還請求日」と読み替えて適用する。）</p>

変更案1による変更後の定款	変更案2
(普通株式を対価とする取得条項) 9 当会社は、第1種転換請求期間中に取得請求のなかった第1種優先株式の全部を、第1種転換請求期間の末日の翌日が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当会社は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、かかる第1種優先株式の数に <u>1,000円</u> を乗じて得られる額を第1種転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、かかる期間中に第7項第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値は第7項第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。)で除して得られる数の普通株式を第1種優先株主に対して交付するものとする。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。	(普通株式を対価とする取得条項) 9 当会社は、第1種転換請求期間中に取得請求のなかった第1種優先株式の全部を、第1種転換請求期間の末日の翌日が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当会社は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、かかる第1種優先株式の数に <u>10,000円</u> を乗じて得られる額を第1種転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、かかる期間中に第7項第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値は第7項第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。)で除して得られる数の普通株式を第1種優先株主に対して交付するものとする。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。
(金銭を対価とする取得条項) 10 (記載省略) (2) 強制償還価額 強制償還価額は、第1種優先株式1株につき、以下の金額の合計額とする。 (a) <u>1,000円</u> (b) 第1種累積未払配当金 (c) 第1種未払経過利息(但し、「残余財産の分配日」を「強制償還日」と読み替えて適用する。)	(金銭を対価とする取得条項) 10 (現行どおり) (2) 強制償還価額 強制償還価額は、第1種優先株式1株につき、以下の金額の合計額とする。 (a) <u>10,000円</u> (b) 第1種累積未払配当金 (c) 第1種未払経過利息(但し、「残余財産の分配日」を「強制償還日」と読み替えて適用する。)
(株式の分割、募集株式の割当て等) 11 当会社は、第1種優先株式について株式の分割は行わない。 (2) (記載省略)	(株式の併合または分割、募集株式の割当て等) 11 当会社は、第1種優先株式について株式の併合または分割は行わない。 (2) (現行どおり)

以上